

高石市教育委員会定例会会議録

(令和2年1月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和2年1月15日午後1時00分
閉 会	令和2年1月15日午後1時33分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 上 田 豊 明 こども未来室長 : 神 志 那 隆 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 社会教育課長代理兼青少年対策班長兼たかいし市民文化館長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子 学校教育課長代理兼人権教育推進班長 : 菅 原 庸 晴 教育研究センター所長 : 杉 原 敦 史 こども家庭課長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 教 育 総 務 課 係 長 : 前 川 恭 徳 教 育 総 務 課 : 林 陽 子

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第1号 高石市奨学金貸付規則の一部を改正する規則について

木寄教育長	議案第1号、高石市奨学金貸付規則の一部を改正する規則を議題とする。
学校教育課長	議案第1号、高石市奨学金貸付規則の一部を改正する規則について説明する。 本議案は、高石市教育委員会会議規則第2条第1項第4号の規定により、本定例会の議決をいただきたい。
学校教育課参事	この規則においては、国において令和2年度より大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が新しく対象となる給付型奨学金が開始される。つきましては、国の改正を踏まえ、高石市奨学金貸付規則一部改正するという趣旨である。 改正内容としては、国の給付型奨学金制度に伴い、大学生の貸し付け期間を4年から1年間に短縮する。これは本市の大学受験者が大学進学に際して、本市奨学金の貸し付け型ではなく、国実施の給付型のほうが返済の必要がないため、今までのように一気に4年分の貸し付けを決定するのではなく、1年ごとの更新とし、国の給付型を案内することにより本市の学生のためになるのではないかと考え、単年度ごとの貸し付け

	<p>に変更するものである。</p> <p>国の給付型の申し込み開始が前年度の6月になるため、進路が定まらず間に合わない学生や急な進路変更を希望する学生がいることが想定されるため、大学生への奨学金を1年ごととし、例えば大学2回生からは国の給付型に移行することを勧めることができるようにする。</p> <p>大学入学後、11月に給付型奨学金の申し込みは可能。</p> <p>4月、本市の奨学金制度を申し込まれる際に、大学生ご本人に国の奨学金制度について、窓口でご紹介及び説明。高校生については委任状を認める。大学生については本人が申請することを行うこととし、直接国の給付型奨学金を説明することで、本人の返還の期間を減らすことも考えている。</p> <p>また、大学生が次年度も引き続き貸し付けを希望される場合は、理由書をつけて再度申し込みをしていただき、理由が認められる場合については引き続き貸し付けを行う。大学生の返還については、卒業後に返還する形となっている。</p> <p>なお、高校生について変更はない。</p> <p>定例会資料3ページで、法改正を再度説明する。</p> <p>本改正により（手続）第3条の「委員会に申請しなければならない」以下、「高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する者については、保護者への委任をすることができる」を加えている。</p> <p>（通知）第8条2項の「入学後」の後ろに「又は第7条の規定による奨学金の貸し付けの決定の日以後」という表現を加えている。</p> <p>（貸付期間）第10条、「貸し付けた月から法に定める当該学校の修業年限までとする」を「次の各号に掲げる学校に応じ、当該各号に定める期間」に改め、次の各号を加える。</p> <p>（報告）第12条第1項、「連帯保証人は」の次に、「高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の」を加えます。</p> <p>（奨学金の返還）第14条、「受けた」の次に、「受けた者が当該学校を卒業又は退学した日から」を加える。</p> <p>最後に、（身上異動の届出）第19条以降、「異動があったときは」の次に「身上（異動）報告書（様式第6号）により」を付け加える。</p> <p>なお、この規則は令和2年2月1日から施行し、適用する。</p>
西中委員	これは貸し付け型で単年度になるのか。年度ごとに申請をし直すということになるのか。
学校教育課長	単年度ごとなので、まずは大学に関して。高校生は変わらないが、大学に関しては1回生の申し込み。2回生になるときは国のものを案内して本人の意思確認をする。貸し付けではない国の給付型のほうをご案内していく。そういう趣旨でやっている。
西中委員	貸し付けを受ける学生にとっては卒業するまでの期間、それで申請したら通るということか。単年度ごとになるとかなり複雑になるが、それは大丈夫か。
学校教育課長	貸し付けのやり方自体は特に今までより煩雑になるわけではない。ただ、今までの制度だと、一旦大学に進学された際の大学の年限に応じて、丸々貸し付けが決定されてしまうので、そういう意味で将来の返済というのが待っている。全部貸し付けという形ではなくて、決定の受け付けには間に合わなかったという方に、2回生から返さなければいけないという負担を減らして、給付型に切りかえてもらったほうが学生さんのメリットが高いと考えるので、そういった選択肢がふえる方向をとれるよう改正させていただく。

西中委員	じゃ、もう一点、市のほうで、貸し付けではなくて給付型の奨学金というようなことは、これは無理なのか。
学校教育課長	今回の変更の際しまして、大阪府内の現状等を調べさせていただくと、給付型というのは非常にまれで、ほとんどの市町村が貸し付けの現状であり、本市としても給付型に切りかえるのはなかなか難しいのではないかと思う。
採決	可決

・報告第1号 社会教育委員会議の報告について

社会教育課長	報告第1号、社会教育委員会議について報告する。 昨年12月26日に開催した第1回社会教育委員会議の会議録となっている。 内容としては、報告事項1件、協議事項1件である。なお、会議録の要約については6ページから8ページに記載している。
西中委員	市民体育大会について、教育委員会はその主催の中に入っているのか。
社会教育課長	高石市と高石市教育委員会となっている。
西中委員	社会教育委員会ですべて議論しているが、どういう立場で行っているのか。
社会教育課長	体育大会の運営のあり方について、さまざまな意見をいただき魅力ある大会にしたいと考え議題にしたものである。
西中委員	教育委員会主催ということになれば、余り教育委員会で市民体育大会の持ち方について議論はしていない。 例えば毎年、社会教育委員会の協議事項で市民体育大会が大きな内容を占めて、いろいろ具体的に議論しているが、主催しているわけではない。その点は社会教育という面ではどう考えているのか。
社会教育課長	委員の方々は各方面の代表の方々が占めており、そういった方々のご意見を頂戴するということである。
西中委員	教育委員会のほうで市民体育大会のありようについて議論をするということが必要ないということか。 報告事項の内容を拝見したら、具体的に市民の参加が少ないとか、高齢者の参加要請等いろいろ議論しているが、どのように具体的に反映されていくのか。
社会教育課長	大会に際し役員の方に事前に集まって企画会議というか話をするが、社会教育委員会議においても、ご意見がありましたということをお披露し、それを反映させていきたいと考えている。
西中委員	最終的な決定というのは事務局でやるということか。
社会教育課長	その通りである。
木寄教育長	承認した。

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	報告第2号、教育委員会の後援等に関する報告について報告する。
木寄教育長	承認する。

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	教育委員会関係諸行事等の報告について、令和元年12月25日から令和2年1月14日までの行事について、各課より報告する。
木寄教育長	承認する。

・翌月度の主要行事について

各課長	令和2年1月15日から令和2年2月11日までの主要行事予定について、各課から報告する。
木寄教育長	承認する。

・その他教育長が必要と認めた事項

西中委員	令和2年度から小学校でプログラミング教育というのが入ってくるが、先生方の研修や教科書はあるのか。
学校教育課長	プログラミング教育については、今回小・中学校の学習指導要領の改訂があり、目玉の一つになっている。 これは委員ご指摘のとおり、特に決まった教科書等があるわけでは無く、各学校の創意工夫により、論理的思考を身につけるというのを目的にプログラミング教育が実施される。 ただ、実際にはパソコンやタブレットを活用しての勉強になるので、本市においてもタブレットに係る研究会というのを数年前に立ち上げ、現在、来年度のプログラミング教育の実施がスムーズにいくように研究している。
西中委員	タブレットの配布等どのように考えているのか。
教育部長	明日開催されるICT教育活用フォーラムで国からの説明があり、国が進める1人1台タブレットを使った学校づくりという形で、国の施策に乗っていきたい。その予算の内容等が固まったときには、報告したいと考えている。 タブレットの活用についても、学校の教員が研究し準備を進めている。
西中委員	府教委からプログラミング教育の指導内容をまとめたテキスト等はあるのか。
教育部長	自治体ごとに行うため国からテキスト等の配布はない。 プログラミングを実際に組み立てて、それを動かすという学習用の教育キットを12月にご寄附をいただいた。プログラミング教材として学校に配布し、授業でも使っていきたいと考えている。
佐野委員	視察をしたい。
西中委員	具体的に見せていただける機会があれば非常にありがたい。
学校教育課長	今後タイミングをこちらで検討するので、ぜひご覧いただきたい。
木寄教育長	プログラミング教育については、先般、新聞報道にもあったように、各都道府県単位によっては、整備体制がなかなか伴っていないという市町村もあるようなので、高石市としてはそういうことのないように、しっかり教員のスキルアップをしていただかないと、教えられる児童・生徒がわからないということがあれば、本末転倒の議論になる。 また、1人1台のタブレット端末等ハードは整備されるが、肝心の教員の養成や研修等、これもしっかり体制も組んでいただきたい。

	以上をもって本定例会を閉会とする。
--	-------------------